

NACCS業務講習会資料 【保税FAQ】



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 平成28年10月



輸出貨物業務(FAQ)

バンニング情報の訂正・追加・取消し



<質問> バンニング情報登録により行った個数等の訂正方法は。

<回答> バンニング情報登録後の訂正・追加・取消しに係る業務処理は次のとおりです。

- ① 訂正 VAD11(バンニング情報訂正呼出し) ⇒ VAD(バンニング情報訂正)
- ② 追加 VAA11(バンニング情報追加呼出し) ⇒ VAA(バンニング情報追加)
- ③ 取消し VAC(バンニング情報取消し)

なお、訂正(処理区分3のみ)・追加・削除については、CYA(CY搬入確認登録)済みの場合においても行うことができます。

バンニング情報訂正 呼出し: VAD11 ⇒ VAD

(5:コンテナ情報の訂正 4:貨物情報の訂正 処理区分米 3:バンニング個数、重量、容積の訂正)
輸出管理番号等
コンテナ番号
パンニング場所
バンニング個数 1000 - CT 重量 1000 - KGM 🔻
残個数 重量

他にパンニングをする貨物が無いときは、必ず「残個数」は 0(ゼロ)を入力し、同じ行にある(残)重量と(残)容積の欄は空 欄にします。

誤って残個数を入れてしまうと、貨物情報の総個数が増えてしまうので要注意です。

処理区分が「3」及び「4」を選択した場合は、貨物情報自体の内容の変更を行います。

バンニング情報追加 呼出し: VAA11 ⇒ VAA

コンテナ番号米	
バンニング場所	
輸出管理番号等米	

輸出管理番号等自体をコンテナ情報に追加したいときに、このVAA業務で行います。 追加する貨物が、バンニング保税蔵置場に蔵置されていることが条件です。

バンニング情報取消し VAC

コンテナ番号	
輸出管理番号等	
バンニング場所	

コンテナ番号を誤ってバンニング情報登録した場合は、このVAC業務で誤ったコンテナ番号を取消しした後、再度正しいコンテナ番号でバンニング情報登録をします。

コンテナ番号の訂正



<質問>

VAN(バンニング情報登録)でコンテナ番号を入力ミスした場合、CYでの訂正・削除方法は。

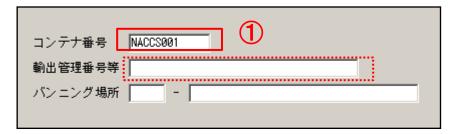
<回答>

CYで訂正することは出来ません。ただし、CY搬入後でもCYC(CY搬入情報訂正)を行うことなく、VAC(バンニング情報取消し)で取消しが可能ですので取消し後、 再度VAN業務で登録しなおしてください。



※コンテナ番号の訂正方法(保税又は通関)

- ① VACでコンテナ番号を入力して送信
- ② 送信済みから訂正前の登録済みVANを展開
- ③ コンテナ番号を訂正して送信



CY搬入後は一括の取り消しが出来ないため「コンテナ番号」及び「輸出管理番号」の両方を入力していただく必要があります。





CY通関済貨物の場合、VAC・CYCも行えないため税関相談になります。

バンニング情報登録とCY搬入確認登録との優先度



<質問>

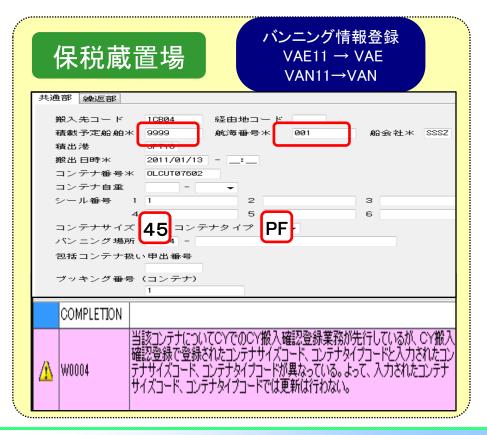
既にCYA(CY搬入確認登録)されているコンテナに対してVAN(バンニング情報登録)をするが注意点は。

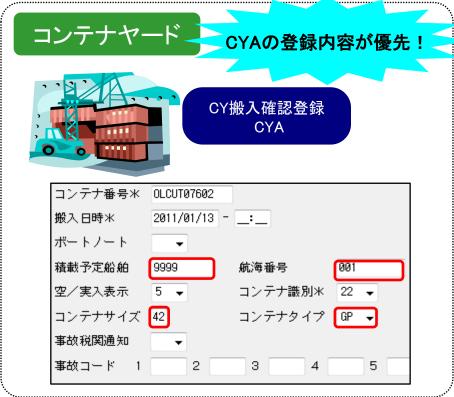
<回答>

「積載予定船舶コード」、「航海番号」、「コンテナサイズ」、「コンテナタイプ」の登録内容は、コンテナヤードでのCYAの入力内容が優先(上書)されます。

よってバンニング情報登録より先にCYAがされていた場合、下記のような注意喚起が出力されますが、対処は不要です。 ※CYAの入力内容に間違いがあった場合は、コンテナヤードで訂正をする。







搬入先差異情報



<質問>

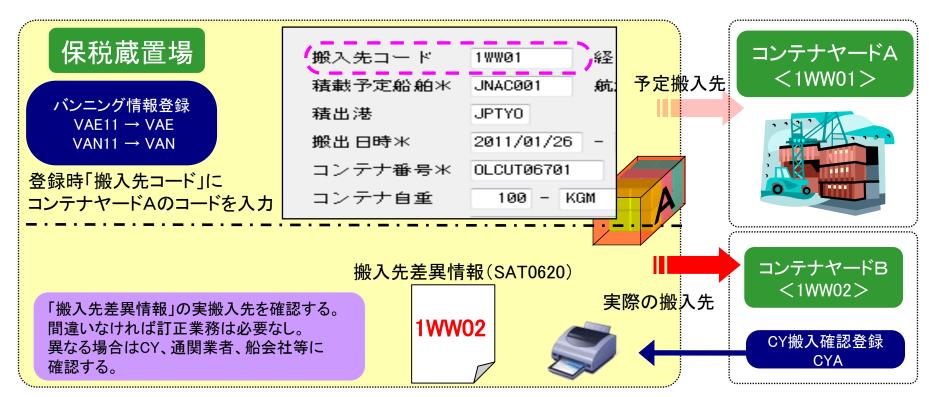
搬入先差異情報が出力されたが、対処方法は。

<回答>

VAN・VAE(バンニング情報登録)にて登録した搬入先保税地域と、CYA(CY搬入確認登録)を行った保税地域が異なる場合に出力されます。内容を確認し、正しい保税地域コードに搬入されていればシステム上処理不要です。

※誤った搬入先でCYAされている場合、CYC(CY搬入情報訂正)「1」で搬入を取消後、

正しい搬入先にて改めてCYAをしていただく必要があります。



船積確認後のバンニング登録

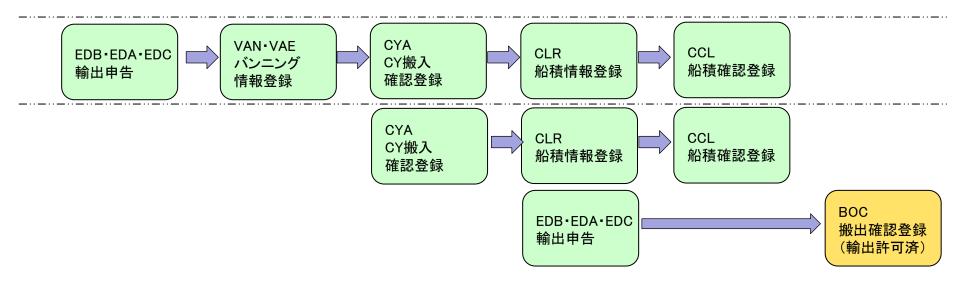


<質問>

船積確認後に海貨業者や倉庫業者がバンニング情報登録業務を入力した場合、ゴミデータとなり滞留するケースがある。 対処方法は。

<回答>

CYから海貨業者・倉庫業者に対して、バンニング情報登録はCYカット日までにタイムリーに行うことを依頼することが必要と思われます。NACCSセンターとしても、海貨業者・倉庫業者様から、カット日が迫ったり過ぎている時点でのバンニング情報登録の照会があった際には当該仕様を説明した上でバンニング情報登録ではなく、<mark>税関に相談の上で便宜BOC業務でシステム外への搬出をする</mark>ように伝えています。



輸出許可後の不積み貨物の対応方法①



<質問>

輸出許可となった貨物があるが、一部に破損が見られる為一部不積み処理したい。

<回答>

輸出許可後に破損等で不積み貨物が出た時は、輸出するものと残すものとに仕分け(SHS)をする。

※BIF業務で個数を強制的に減らす対応をするのは、保税管理上おかしくなるので行わない。

また仕分け後、貨物管理番号に枝番が付与され、不積み貨物は、保税蔵置場でBOB(貨物引取り)搬出する。



同一保税地域内に全量搬入されている事が条件となります。







輸出許可後の不積み貨物の対応方法②



貨物取扱登録(改装·仕分け) SHS





(参考)

バンニング情報登録におけるコンテナ番号確認機能



- コンテナ番号のチェックデジット確認機能(H24.7.26 機能改善)
 - バンニング情報登録業務 (VAN/VAE) におけるコンテナ番号誤入力防止のため、 NACCSパッケージソフトにはコンテナ番号のチェックデジットによる確認機能が 備わっています。*1 *2
 - バンニング情報登録業務の実施時にはこのチェックデジットによる確認が行われ、 誤入力の可能性がある場合には[コンテナ番号確認]ダイアログが表示されます ので、番号を訂正する場合には[いいえ(N)]をクリックし入力訂正を行って下さい。



- *1 ISOコンテナ番号(先頭4桁が英字)が対象。
- *2 ISO6346に規定されたチェックデジット

コンテナ番号が複数ある場合には、欄番号と

一緒にエラーのコンテナ番号全てをリストで表

示します。

ISOコンテナの番号におけるチェックデジット:

ISOコンテナの番号は、英字4字+シリアルナンバー6桁+<u>チェックデジット※</u>1桁で構成されています。この番号体系により、コンテナ番号の正確性を確認できるようになっています。

(※チェックデジット: 符号の入力誤りなどを検出するために元の符号に付加される数字のこと。)

(参考)コンテナの番号体系



■ ISOコンテナの番号体系



コンテナサイズコード(例)

<u>長さ x 高さ(ft)</u>	<u>コード</u>
20'x 8'0"	20
20'x 8'6"	22
20'x 9'0"	24
20'x 9'6"	25
40'x 8'0"	40
40'x 8'6"	42
40'x 9'0"	44
40'x 9'6"	45

コンテナタイプ(例)

<u>種類</u>	<u>コード</u>
ドライ	GP
冷凍 (※)	RT
オープントップ	UT
フラットラック	PF
タンクコンテナ	TN
その他	SN

※温度設定可能なコンテナ

ISOコンテナの番号:

海上輸送で流通している貨物コンテナには固有の記号が与えられており、コンテナの表面に記載されています。 ISOコンテナの番号は、英字4字の所有者コード(3桁)・装置区分識別子(1桁)、数字6桁のシリアルナンバー、更に数字1桁のチェックデジット*で構成されています。 (*ISO6346に規定)また、コンテナのサイズやタイプを表すコード、自重や積載可能重量などの情報も記載されています。

CY搬入後のシール番号の訂正



<質問>

CY通関で開被検査になった場合のリシールの方法は。

<回答>

CYでの輸出申告で、開被検査になった場合のリシール登録はCCX(貨物状況登録)で行います。 またCYA(搬入確認登録)済みの場合は、通関業者やバンニング保税蔵置場でのシール番号訂正は出来ませんので、 CYがCCXで訂正します。※シール番号の訂正はCYC11→CYC(CY搬入情報訂正)でも可能です。

コンテナヤード 貨物状況登録 CCX 货物管理番号 コンテナ番号 OLCUT06702 危険貨物 事故税関通知 搬入 事故 5 CY搬入確認登録 1 100 シール番号 CYA 6 4 貨物検査後のリシールの登録、シール番号の訂正、 コンテナの破損等による事故通知が可能です。



輸入貨物業務(FAQ)

搬入時の重量・容積の訂正

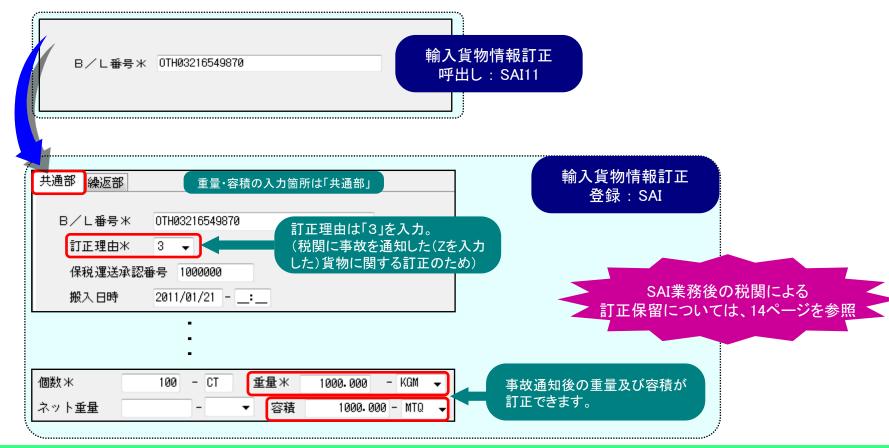


<質問>

BIA(搬入確認登録)業務にて搬入時に個数に差異があった為、搬入識別「C」(混載親B/L番号単位一括搬入確認または個別搬入確認)にて事故通知を行いたいが重量と容積を入力するとエラーが出て搬入が出来ない。

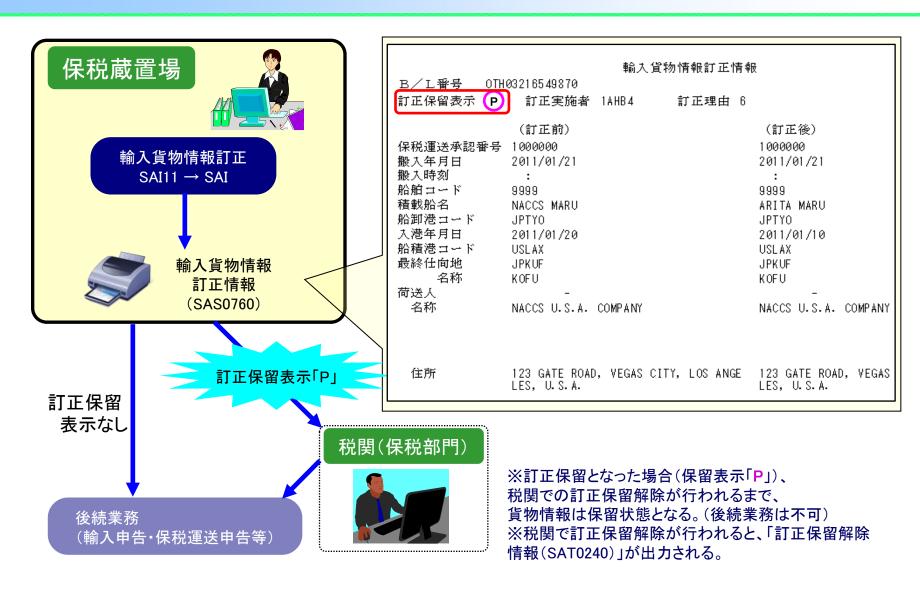
<回答>

BIA(搬入確認登録)業務の搬入識別「C」では、個数を入力し事故通知をすることは可能ですが、重量と容積は訂正出来ません。従って重量と容積を訂正する場合は、<u>税関の事故確認後に、</u>別途SAI11→SAI(輸入貨物情報訂正)業務を行います。



輸入貨物情報訂正での留意点





システム外搬入の訂正・取消



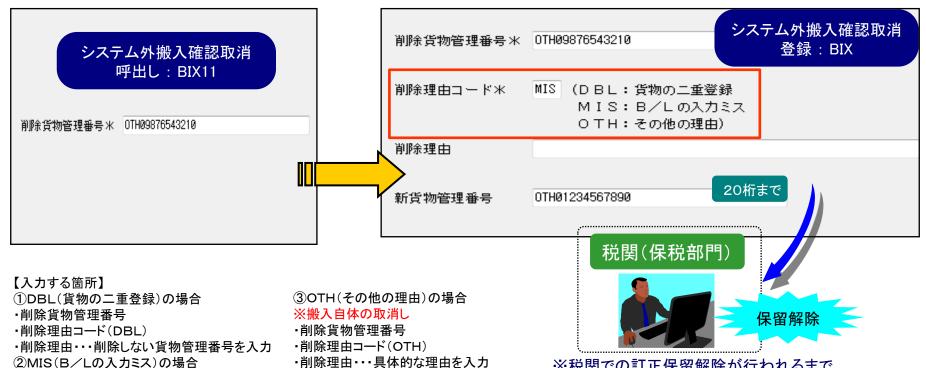
く質問>

BIB(システム外搬入)にて登録したがB/L番号を間違ってしまった。訂正は可能か。

<回答>

BIX(システム外搬入確認取消)にて訂正・取消が可能です。

BIB(システム外搬入)を行った日から、3日経過した場合は本業務は行えないので注意すること。(日曜・祝日は除く。) ただし、後続のNACCS業務が行われた後は、当業務はできません。



- ·削除理由コード(MIS)
- ·新貨物管理番号···正しいB/L番号を入力

・削除貨物管理番号・・・間違えたB/L番号を入力

- ・削除理由・・・具体的な理由を入力
- ※税関での訂正保留解除が行われるまで、 貨物情報は保留状態となる。(後続業務は不可) ※税関で訂正保留解除が行われると、「訂正保留解 除情報(SAT0240)」が出力される。

保税運送期間の変更

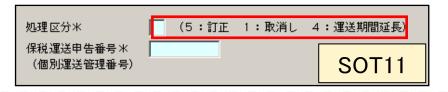


<質問> OLC(保税運送申告)による保税運送期間の変更方法は。

<回答>

保税運送承認後に運送期間延長承認申請をする場合は、あらかじめ税関に申し出た後、 SOT11(保税運送申告(承認)変更(呼出し))→SOT(保税運送申告(承認)変更)を利用して行います。 なお、下記に該当する場合、訂正不可となりますので、その場合にはSOT11の「1:取消し」を行った後に 再度、登録することになります。

- ①承認後の運送期間開始年月日の変更
- ②保税運送承認期間を経過している場合

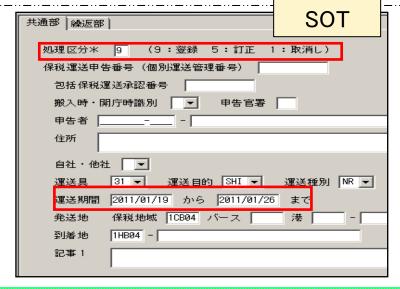


運送期間延長の場合 ⇒ 4:運送期間延長

開始時期訂正の場合 ⇒ 1:取消し

₽ netNACCS			
ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 業務	済(J) オブション(O) ヘルブ(H)	
□新規業務(N) → 印刷(P) ▲印刷	プレビュー(W) 🗂開((I) 🗁タ	ト部ファイル展開(X) 房 外部ファイル保存(Z)
📞 🖒 ログオン(L) 🍭 ログオフ(G) 📗 即時	電文取出(Q) 🍶 蓄積電文取	出(A) 管理資料情報取出(T) 貿易	管理サブシステム
利用者ID入力	⊟-@ NACCS	- 検索する文字列 olc	_
利用者ID 1ATB410A 🔻		/ Δ/S 業務¬–k*	<u>ー</u> 出力コード 入力 No
パスワード	□ 送信済み	⊠ s olc	
ログオン		S CYB	

- ※保税運送期間の開始時期の訂正
- SOT11で取消し
- ② 送信済みから前回の登録履歴を選択
- ③ 開始時期を訂正して送信



保税運送のシール番号の訂正



<質問>

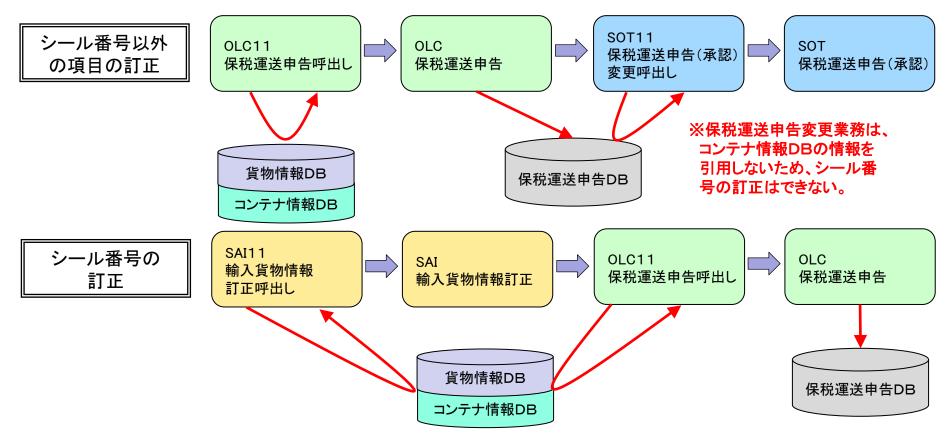
輸入コンテナの保税運送で、シール番号などの訂正の方法は。

<回答>

保税運送の訂正方法は、シール番号の場合と、シール番号以外の場合で方法が異なります。

シール番号以外の項目の訂正は、SOT11→SOTにより行いますが、シール番号については、

SAI11→SAIにより、貨物情報を訂正することが必要です。



保税運送中の仕分け①

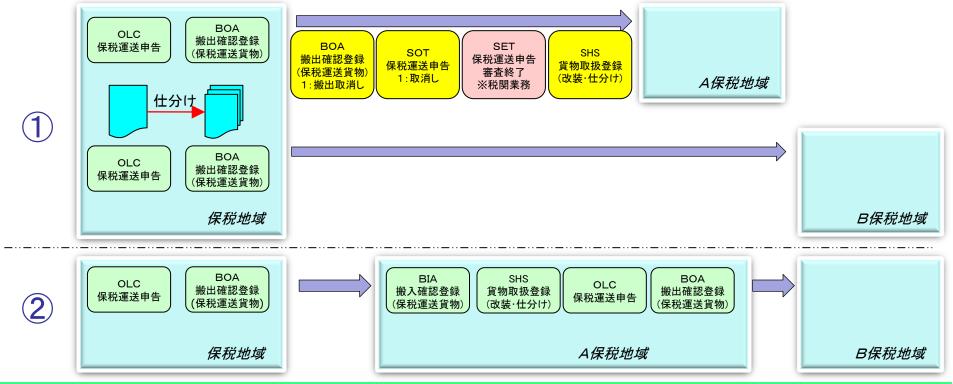


<質問> A保税地域への保税運送で、搬入中に、荷姿等により一部貨物が予定どおり搬入できない事態となった場合、 別のB保税地域にその一部を搬入せざるを得ないとき、どのような対処方法は。 (搬入続行中に貨物の仕分けは可能か。搬入中に搬入場所を分割することが可能か。)

<回答>

貨物の仕分けは税関手続の「取扱」行為となるため、<mark>保税蔵置場に蔵置されていることが条件</mark>となります。

- この場合は税関相談のうえ、次のいずれかの処理になると考えられます。
- ① 保税運送取消と搬出蔵置場での搬出取消を行い、貨物情報を搬出蔵置場に戻してから仕分けを行う。
- ② A保税地域に全量搬入後に仕分けを行い、B保税地域に保税運送する。

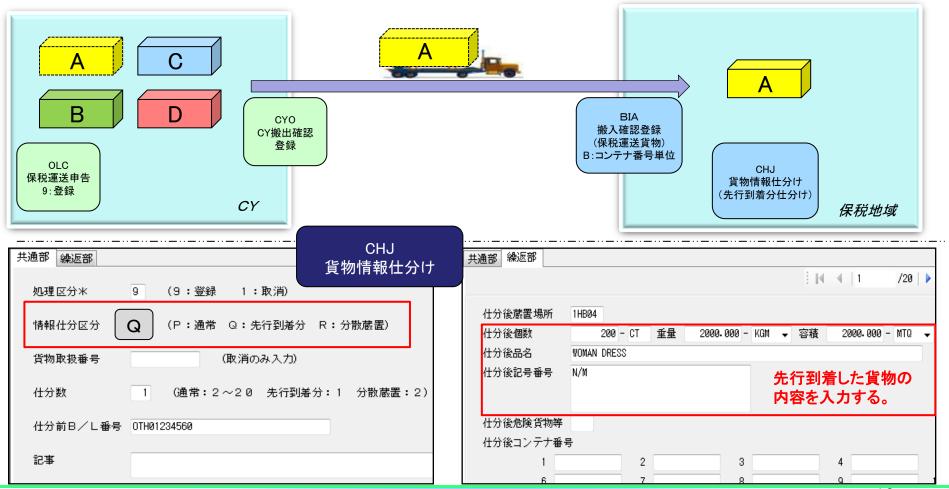


保税運送中の仕分け②



【参考】輸入コンテナの先行到着仕分けについて

1B/L・複数コンテナの貨物で、そのうち1本のコンテナが先行して到着したため、先に輸入申告をしたい場合に、CHJ(貨物情報仕分け)を行い申告することが可能です。



19

税関検査後の在来貨物の転送



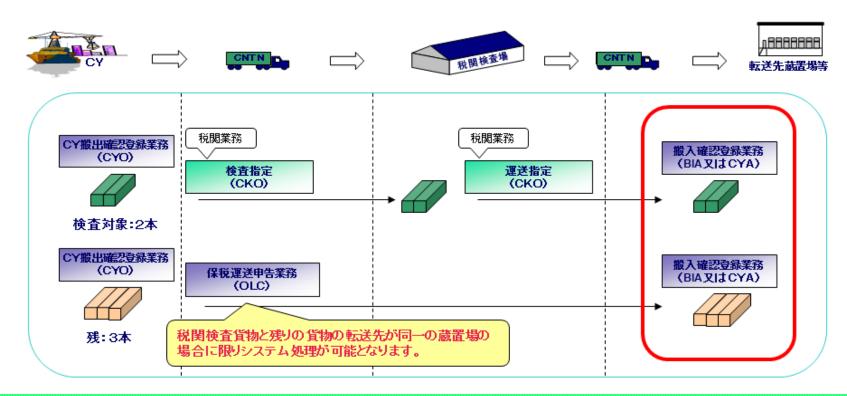
<質問>

他社蔵置場の在来貨物が検査により異常があった場合、自社蔵置場に検査指定による運送は出来るか。

<回答>

輸入コンテナ貨物が、税関コンテナ検査場での検査後に税関の指示により、他の保税蔵置場に運送する必要がある場合には、税関の CKO(検査(運送)指定)により運送することが可能になっています。

但し、運送指定できるのは検査場検査、大型X線検査又は見本確認の場合で、かつ、コンテナ貨物に限定されています。



一部コンテナの検査場検査対応について



<質問>

複数コンテナの一部のコンテナが検査となった場合の対処方法は。

<回答>

- ①【検査の結果、検査場において開被検査となった場合】
 - 一部のコンテナについて、税関がCKOにて検査指定、CYがCYO「K」を行う。検査場で開被検査後、問題が無ければ、許可後引取。 残りのコンテナについても許可後、引取(CYO)。
- ②【検査の結果、システム参加保税蔵置場Aで開被検査となった(残りコンテナはCYから動かさない)場合】

検査後、検査を行った一部コンテナは、税関がCKO「U」を登録により保税蔵置場Aへ転送。

保税蔵置場AではBIA「E」で搬入。保税蔵置場Aで開被検査後問題が無ければ、許可後引取。残りのコンテナについても許可後CYにおいて許可後引取(CYO)。

ただし、輸入コンテナ貨物を検査後に転送する場合は、全量転送先に運送することが原則となっていることから、やむを得ず 分散蔵置状態により審査終了する場合、転送先保税地域での貨物管理(台帳等)はシステムによる管理を行うことが出来ません。

CKO業務(審查区分変更·検査(運送)指定)「U:運送指示」

※税関検査後に貨物を転送するのは、コンテナ貨物に限られています

バラ貨物はCKO(U)業務の対象外となっておりNACCS処理不可

SAT(システム外保税運送到着確認)

CYO(CY搬出確認登録)「K(検査による搬出)」

BIA(搬入確認登録(保税運送貨物))「E(コンテナ検査による転送された貨物の搬入確認)」

OLC(保税運送申告)「運送目的: KNU(輸入申告中の運送)

税関業務



一部コンテナの検査場検査対応について

(便宜②の流れになるかと思われますが、税関にご相談ください。)



前頁つづき

③【検査の結果、システム参加保税蔵置場Aで開被検査となった(残りコンテナもCYから保税蔵置場Aへ運送)場合】 検査後、検査を行った一部コンテナは、税関がCKO「U」の登録により保税蔵置場Aへ転送。

保税蔵置場AではBIA「E」で搬入。CYに残った残りコンテナについては、OLC「KNU」を利用して、検査済貨物の転送先と同じ保税地域に保税運送申告し、CYOで搬出し、保税蔵置場AはBIA業務又はCYA業務で搬入。保税蔵置場Aで開被検査後問題が無ければ、許可後引取。

ただし、この場合許可を受けるためには、IDD→IDA01にて通関場所の蔵置場コードを保税蔵置場Aに訂正し、IDE(輸入申告変更)する必要があります。

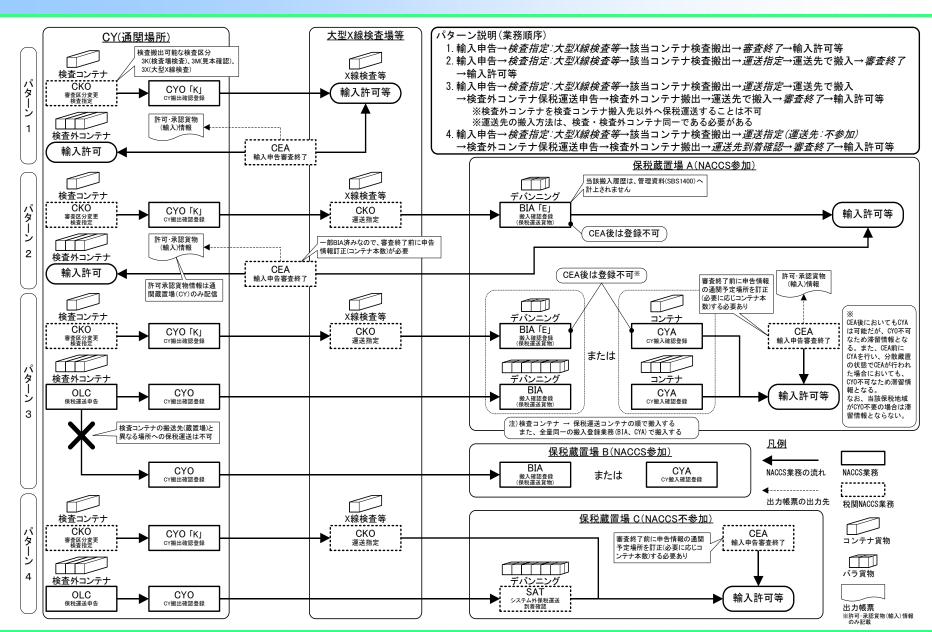
④【検査の結果、システム不参加保税蔵置場Bで開被検査となった(残りコンテナもCYから保税蔵置場Bへ運送)場合】 検査後、検査を行った一部コンテナは、税関がCKO「U」の登録により保税蔵置場Bへ転送。CYに残った残りコンテナは、 OLC「KNU」およびCYOで保税蔵置場Bへ搬出。保税蔵置場Bに到着した際の到着確認は、税関によるSATを実施していただきます。 保税蔵置場Bで開被検査後問題が無ければ、許可後引取。

ただし、この場合許可を受けるためには、IDD→IDA01にて通関場所の蔵置場コードを保税蔵置場Bに訂正しIDE(輸入申告変更) する必要があります。なお、保税蔵置場Bは、システム不参加であるため、許可・承認貨物情報(輸入)は配信されません。 (許可後に搬出する際はマニュアルによる搬出を実施。)

⑤【検査の結果、システム参加保税蔵置場Aで開被検査となった(残りコンテナはCYからAと異なる保税蔵置場Bへ運送)場合】 検査後、検査を行った一部コンテナは、税関がCKO「U」の登録により保税蔵置場Aへ転送。保税蔵置場AではBIA「E」で搬入。 残りコンテナについては、保税蔵置場Bへの保税運送申告は<u>システム処理出来ません</u>。

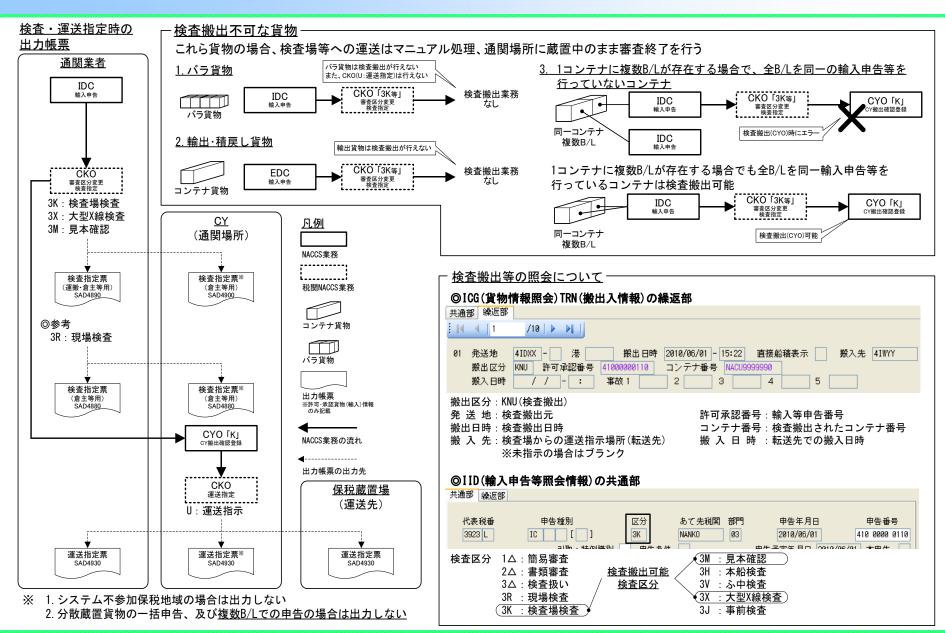
検査搬出業務の流れ(輸入)





検査搬出業務不可な貨物等





船卸確認登録後の訂正



【船卸確認登録(PKI/PKK)後の訂正について(事例)】

- (1) 開始日時/終了日時を誤って入力した場合。
 - ①実入りコンテナ
 - CYで、SAI11→SAI(輸入貨物情報訂正)でB/L番号ごとに訂正をします。
 - ②空コンテナ

訂正業務が無い為、税関相談の上マニュアルでの対処となります。

(2) CYに船卸しするところを、誤ってバースで登録した場合。 CYで、コンテナ番号ごとにCYA(CY搬入確認登録)を行います。 その際に「ボートノート」欄に、『D:搬入確認をする』を入力します。

※コンテナ識別「23:輸入コンテナ」を間違えないように注意してください。(コンテナ識別の訂正不可!!)

- (3)卸コン併せ表示を、誤って「N:卸コンテナリストの提出を併せて行わない場合」で登録した場合。 別途、DCL01、02(卸コンテナ情報登録)で、卸コンテナリストを提出します。
- (4)PID(到着確認登録)で入港日を直す前に、誤ってPKI、PKK業務を行ってしまった場合。
 - ①実入りコンテナ
 - CYで、SAI11→SAI(輸入貨物情報訂正)でB/L番号ごとに訂正をします。
 - ②空コンテナ

訂正業務が無い為、税関相談の上マニュアルでの対応となります。



これらはよくお問い合わせを頂く内容ですので、訂正が起こらないように船卸確認登録を行う時点で<u>、内容をしっかり</u> 確<mark>認してから登録をする</mark>ことが重要です。



航空貨物業務(FAQ)

搬入確認後に搬入を取り消す場合の処理の場合①





■ 搬入確認後に搬入を取り消す場合の処理について

<質問>

BIL01(一括搬入確認登録)またはBII01(個別搬入確認登録)により貨物を搬入後、搬入を取り消す場合の対処方法は。

<回答>

搬入の取り消しを行う業務はありません。貨物が未申告であれば内貨 (内国貨物)の状態ですので、EXA01(搬出確認登録(AWB·HAWB単位)) (搬出先「ZZZZZ」、積込港識別「(スペース)」、搬出区分「D」(内貨引取))を 行ってください。

貨物が輸出許可済の場合には、税関にPAH(許可・承認等情報登録(保税))を依頼し、「OTH」(その他の搬出承認)登録後にEXA01(搬出確認登録(AWB・HAWB単位))(搬出先「ZZZZZ」、積込港識別「(スペース)」、搬出区分「O」(その他))にて搬出してください。

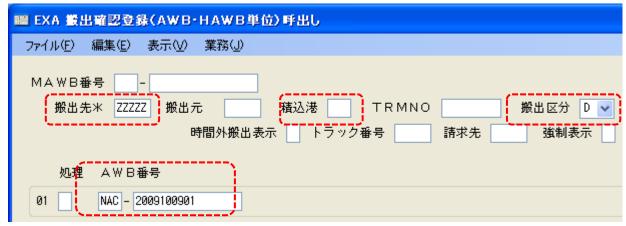
貨物が申告中の場合には、申告撤回を行った後に内貨引取を行ってください。

搬入確認後に搬入を取り消す場合の処理の場合②





EXA 呼出し画面





EXA01 搬出登録画面

■ EXAO1 搬出確認登録(AWB・HAWB単位)
ファイル(E) 編集(E) 表示(<u>V</u>) 業務(<u>J</u>)
MAWB番号
AWB番号 個数 重量 仕向地 S 代/混 UBG 特記事項
01 H NAC - 2009100901 1 - 1 1.0 STR A

海上貨物を航空貨物で搬入する場合



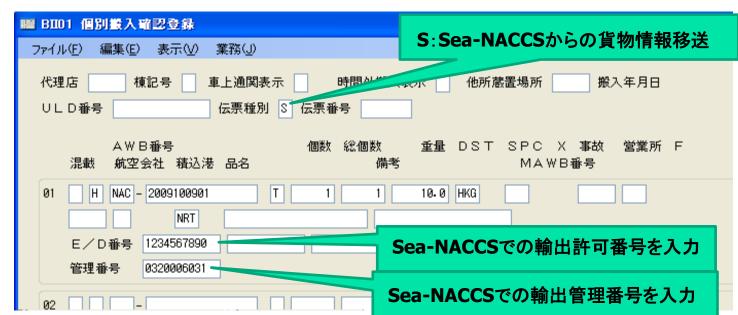
■ 海上貨物から航空貨物へ変更したい(輸出許可済み)

く質問>

Sea-NACCSで輸出許可を受けた貨物を、Air-NACCSで出荷する予定になりましたが、対処方法は。

<回答>

Sea-NACCSで輸出許可後にBOC(搬出確認登録(輸出許可済))で航空貨物蔵置場に搬出を行っていただき、その後Air-NACCSでBII01(個別搬入確認登録)で搬入を行うことにより航空貨物としての情報が作成されます。



BII01登録画面

BIL01で搬入伝票番号が登録されていないエラー①



<質問>

BIL01(一括搬入確認登録)を行った際にエラー (入力された搬入伝票番号に対する情報がシステムに登録されていない。)が出力され、搬入出来ない。

<回答>

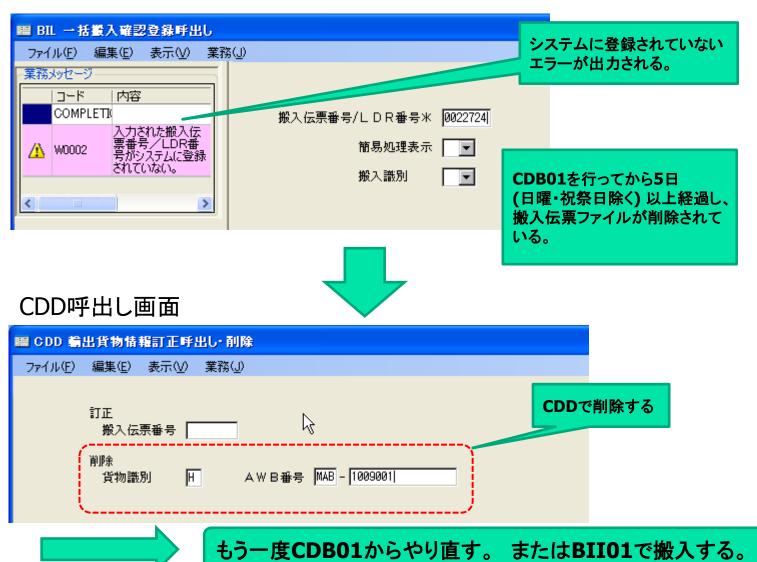
CDB01(輸出貨物情報登録)を行った場合、輸出貨物情報ファイルは3日間 (日曜・祝祭日除く)、搬入伝票ファイルは5日間(日曜・祝祭日除く)保存します。

CDB01等を行った日以降に、HDF01(混載仕立情報登録)等が行われる毎に、輸出貨物情報ファイルの保存期間は延長(HDF等を行った日より3日間)されますが、搬入伝票ファイルの保存期間は延長されず、当初のCDB01等から5日間で削除されてしまうため、当該エラーが出力されます。対処方法としましては、CDD(輸出貨物情報訂正(削除・呼出し))により当該AWB番号の貨物情報を削除した後に再度CDB01を行い搬入して下さい。

BIL01で搬入伝票番号が登録されていないエラー②



BIL呼出し画面



一括搬入確認後にて対象外とした貨物搬入



<質問>

BIL01(一括搬入確認登録)において、処理識別欄に「P: 搬入保留」ではなく誤って「X: 一括搬入処理対象外」を入力してしまった。

再度、HAWBをBIL(一括搬入確認登録呼出し)により搬入しようとすると エラー(入力された搬入伝票番号/LDR番号に係る貨物は既に搬入済である) が出力され、搬入できない。

<回答>

処理対象外「X」が入力された場合、当該貨物はBILでは搬入確認できません。 この場合、BII01(個別搬入確認登録)により個別に搬入確認を行ってください。

BII01画面



IMAでのHAWB件数が異なる①



■ IMA(混載貨物仕立状況照会)での、共通部のHAWB件数欄の 出力件数と個別部のHAWB番号欄の出力件数が異なります。

<質問>

IMA(混載貨物仕立状況照会)により仕立状況を確認したところ、共通部のHAWB件数欄の出力件数と個別部のHAWB番号欄の出力件数が異なっている。

<回答>

HDF01(混載仕立情報登録)を行った後に、貨物が保税蔵置場に搬入されなかった場合、当該HAWBの情報は3日間(日曜・祝祭日除く)でシステムから削除されますが、IMA共通部のHAWB件数・総個数・総重量には反映されません。 当事象が起きた場合、まずHDF01で(情報取消し) → HDF(混載仕立情報登録呼

当事象が起きた場合、まずHDF01で(情報取消し) → HDF(混載仕立情報登録呼出し)で(MAWB情報強制訂正) → HDF01により混載仕立 の順序で処理を行ってください。

IMAでのHAWB件数が異なる②



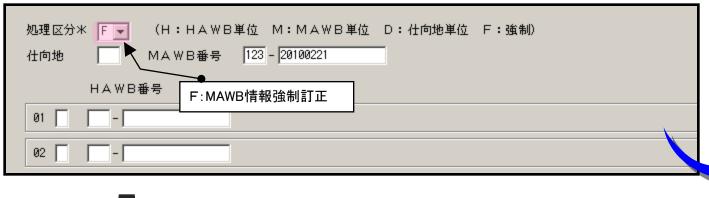
当該MAWBに割り当てられている全HAWB(削除されたものを除く)の割当

てを取消し。

HDF01画面



HDF画面



当該MAWBに割り当て られているHAWB情報 を初期化。

再度、HDF01で混載仕立を行う

HAWBが運送中の場合は作業が 行えません。 搬入してから行ってください。

UBA業務 / 許可·承認貨物(輸出)情報 設定



UBA11 呼出し画面

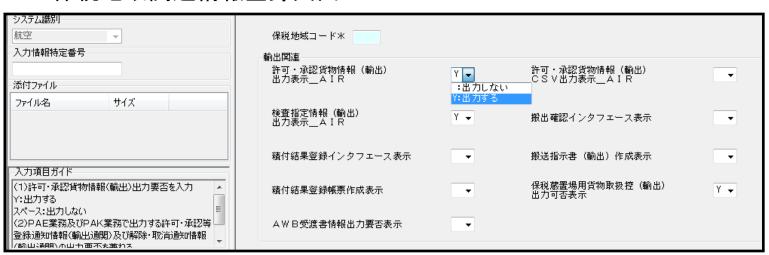




UBA 保税地域関連情報登録画面

「許可·承認貨物(輸出)情報」(AAE4080)





検査指定票の出力も同様の登録で保税蔵置場に出力される様になります。

参考: Air - Sea連携



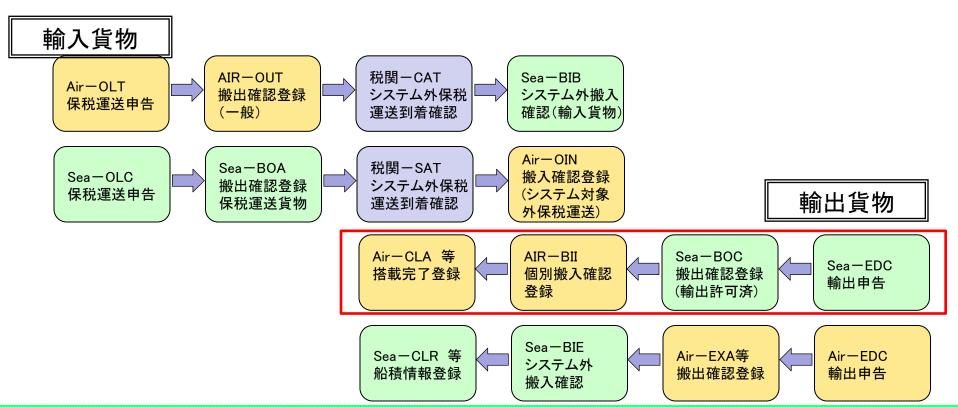
<質問>

Air-NACCSの保税運送による航空貨物がSea-NACCS蔵置場に到着した場合、システム外搬入(BIB)で処理したが、Sea-NACCSと Air-NACCSはデータ連携出来ないのか。

<回答>

現行仕様において、輸入貨物では、Air-NACCSからSea-NACCSへの情報移送は連携しておりません。

輸出貨物では、Sea-NACCSでBOC業務により搬出確認を行い、Air-NACCSでBII業務(個別搬入確認登録)を行うことにより連携が可能になっています。



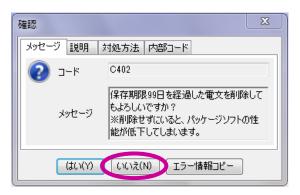


参考資料

参考:古い電文(保存期限切れの電文)の保管①

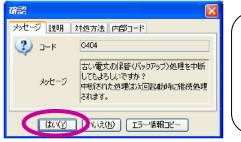


①パッケージソフト起動時に表示される「確認」ダイアログ (「保存期限〇日を経過した電文を削除してもよろしい ですか?」)で、「いいえ(N)」を選択すると、自動的に 保管処理が始まります。(2012年3月仕様変更)

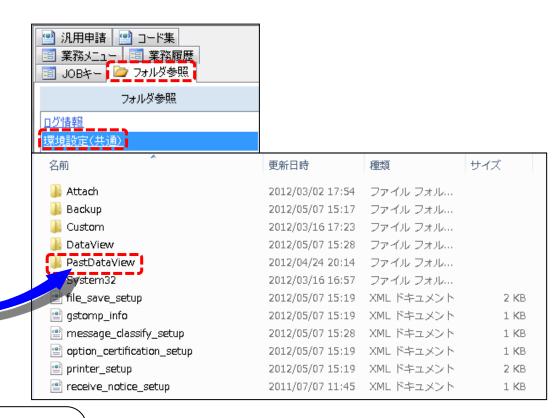


②以下の「処理中」ダイアログ(「古い電文を保管(バックアップ)中です」)が表示されます。この処理時間は保存期限切れの電文量により異なります。





③古い電文はフォルダ参照→環境設定(共通)→Commonフォルダの中に、「PastDataView」フォルダが作成され、ここに保管されます。 保管された電文を元の場所に戻す方法は、次項で説明します。



途中で「中断」をクリックし、「確認」 ダイアログで「はい(Y)」を選択する と、一時的に中断されますが、次回 起動時に、引き続き「処理中」ダイア ログが表示されます。

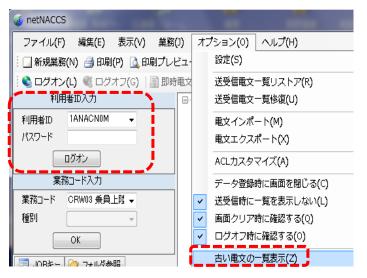
保管を取り消すことはできません。

参考:古い電文(保存期限切れの電文)の保管②



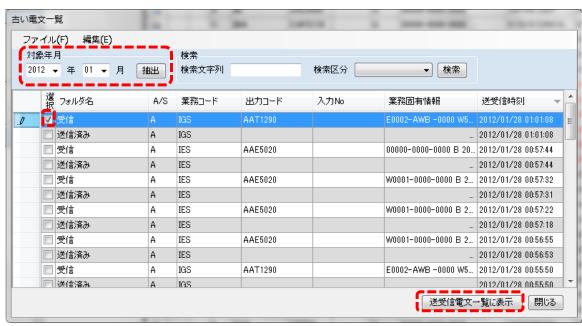
〇古い電文(保存期限切れの電文)を元に戻す方法

- ①ログオフした状態で、オプション(O)から「古い電文の一覧表示(Z)」を選択します。
 - ※ログオフしていないと選択ができません。



②「古い電文一覧」ダイアログから対象年月を選択し、「抽出」をクリックすると、古い電文の一覧が表示されます。

元に戻したい電文を「レ」チェックで選択し、右下の「送受信電文一覧に表示」をクリックすると、 電文は元の場所(フォルダ)に戻ります。



対象年月は「月ごと」のみ、抽出が 可能です。古い電文全てを、一度に 抽出することや、一度に元に戻すこと はできません。



元の場所に電文を戻しても、保存期限 切れ電文であることに変わりはないため、 外部保存等をしない限り、また古い電文 に保管され、この一覧に表示されます。

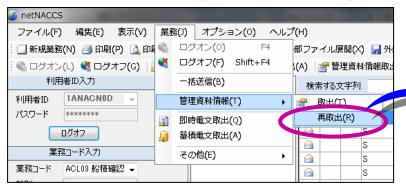
参考: 管理統計資料の再取出し



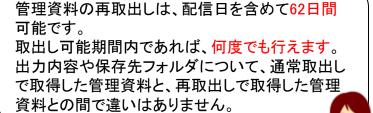
管理資料は、以下の手順で再取出しが可能です。

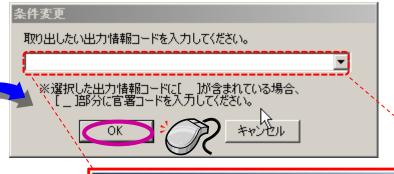
再取出可能期間(62日間)経過後の 再配信は出来ません。取出し可能 期間内に確実に取得して下さい。

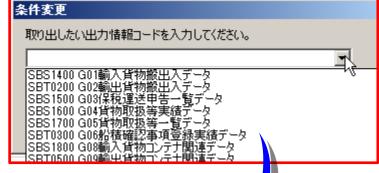
(i) メインメニュー「業務(J)」→「管理資料情報(T)」→「再取出(R)」をクリック



- (ii) 再取出しを行う管理資料を選択し「OK」をクリック
- (iii) 選択した管理資料について、過去62日間の配信分が表示 される 希望する管理資料にチェックを入れ「取得」をクリック
- (iv) 取得済みになることを確認する









参考: 保税管理資料保存サービス



◎保存サービスの概要・利用申込みおよび利用料金

平成23年4月から、保税管理資料を5年間保存し、オンライン業務(DLH01)により該当する管理資料の必要な期間の取出しを可能とするサービスの提供を開始しております。

(※:サービス利用可能業種:「航空会社」、「機用品」、「保税蔵置場」、「CY」) サービスを利用するためには、あらかじめ利用申込みをいただく必要があります。ご希望の方は弊社までお問合せ下さい。サービスの利用料金は、1利用者コード(保税地域1ヶ所)ごとに月額1,050円(税込)です。

約10分後

COMPLETION

/N W0001

◎ オンライン業務(DLH01)の実施方法

① 業務コード「DLH01」にて必要な情報を入力し送信します。



処理区分コード:9(登録)

管理資料:希望する管理資料の番号

対象年月日:日報最大31日分,週報最大31週分

1回のDLH01業務で再出力可能。

② DLH01が正常に送信されると、注意喚起メッセージ「W0001」 (受付を完了した。)を出力します。

- ③ 受理された再出力依頼情報は、09:00~18:45の間、10分間隔で処理されます。(※処理時間外に受理された分は翌朝処理)
- ④ 再出力処理が完了すると、随時報「*C1DH01(随時処理結果 通知情報)」を出力します。
- ⑤ 通常の管理資料取出しと同様に「管理資料情報取出(T)」→ 「取得」を行うことで、指定した管理資料を取り出せます。



